メンテナンスパックプランサービス約款

（適用範囲）

第１条

本約款は、お客様（以下「甲」という）と株式会社ノイズ研究所（以下「乙」という）との間において、乙が提供するメンテナンスパックプランサービス（以下「本サービス」という）を甲が日本国内で利用する際の契約について適用されます。

（本約款の扱い）

第２条

乙は法令等に従い、必要に応じて甲の承諾を得ることなく、本約款を変更できるものとします。変更が行われた場合、本サービスの諸条件は変更後の約款によります。

２．乙は、前項の変更を行う場合は、本約款を変更する旨、及び変更後の約款の内容並びに効力発生時期を、甲に対し乙ホームページに掲載することにより周知します。

（契約の成立）

第３条

甲は、乙が事前に発行した本サービス利用にかかわる見積書に基づく注文書を発行し、乙がそれを受領した時点で、本サービスにかかる契約が成立します。

（本サービスの内容）

第４条

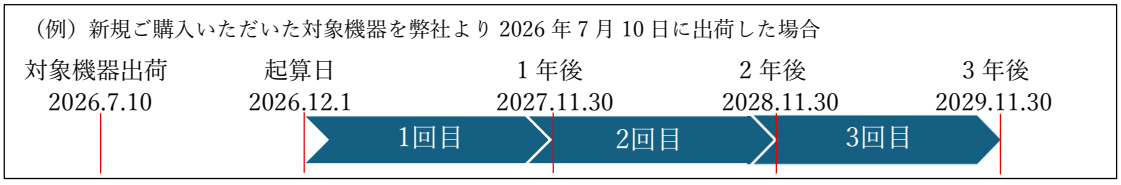
本サービスにかかる契約は、甲が乙製品の本サービス対象機器を新規購入時（以下「対象機器」という）に前条に基づきご契約いただくことにより成立し、サービス内容は次の通りとします。

（１） 対象機器の校正を年１回、３回/3 年間とします。

（本サービス期間）

第５条

本サービスの有効期間は、次の図の通り、甲が購入した対象機器を、乙が出荷した月の４ヶ月後の翌月１日を起算日として３年間とし、起算日から１年間ごとに１回、甲乙間で別途定めた期日において対象機器の校正作業を実施することとします。但し、甲の都合により当該年度中に本サービスが実施されなかった場合、それに対応する返金はありません。



（料金）
第６条
甲が支払う本サービスの料金は、乙が発行する見積書に記載した額とし、全額前払で乙が別途指定する支払期限でのお支払いとなります。振込手数料は甲の負担とします。
２．支払済み料金は、中途解約の申し出があった場合を除き、本サービス実施の有無にかかわらず返金されません。

（対象機器の引渡し及び費用）
第７条
本サービス対象機器の引渡し及び費用負担は以下の通りとします。
（１） 甲は乙の指定場所に甲乙間で別途定めた日までに対象機器を発送するものとします。
（２） 乙は本サービス業務完了後、甲に対し前号の対象機器を、甲が定めた日本国内の場所において引渡すものとします。
（３） 対象機器の引渡しに要する輸送及び梱包等の諸費用については、甲から乙への発送は甲の負担とし、乙から甲の指定場所への返送は乙が負担するものとします。

（校正業務）
第８条
乙は対象機器を乙の作業標準に従い校正するものとします。また、当該校正に使用する標準器等は、乙のトレーサビリティ体系に従い、国家標準又は国際標準に準ずるものとします。
２．乙は、乙の指定場所にて校正業務を実施し、対象機器が複数ある場合、乙の任意で個別に校正するか、複数対象機器を校正するかを選択できるものとし、甲はこれを承諾するものとします。
３．前各項によらず甲が校正方法を指定する場合は、事前に乙の承諾を得るものとします。

（不可抗力）
第９条
甲及び乙は、天変地異、戦争、テロ、暴動、内乱、ストライキ、法令の制定・改廃、大規模火災、感染症、疫病、伝染病、その他の当事者の合理的支配を超えた偶発的事象の不可抗力により、本契約の全部又は一部の履行が遅滞又は履行が不能になった場合は、相手側に対してその責任を負わないこととします。
なお、支払い債務の遅滞及び不能は不可抗力により免責されません。
２．甲及び乙は不可抗力による影響が軽減されるよう合理的なあらゆる努力を尽くさなけ

ればなりません。

３．第１項に定める事由が生じ、本契約の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能が９０日を超えて継続する場合、各当事者は、相手側に書面で通知することにより本契約を解除することができます。

（本サービスの免責）

第１０条

本サービスにおいて次の事由により対象機器に故障、不具合が発生した際は、乙の免責事項としてその責任は負いません。

（１） 甲の故意又は過失による故障

（２） 戦争・地震・噴火・火災・落雷その他天変地異その他乙の責めに帰すべき事由によらない故障

（３） 甲又は第三者による改造・分解・修理による故障等

２．乙は、本サービス提供の過程において、対象機器に登録された機器設定値、その他甲が登録した固有のデータが消失した場合、消失したデータについて一切の責任を負いません。但し、乙に故意又は重過失がある場合はこの限りではありません。

（委託）

第１１条

乙は、本サービスを提供するにあたり、本サービスの全部又は一部を乙が指定する第三者に委託することができるものとします。その際、乙は本サービスの委託先に対し本約款の規定事項を遵守させる義務を負うものとします。

（成績書等の発行）

第１２条

本サービスにおいて、乙は本サービスに付帯する試験成績書、校正証明書及びトレーサビリティチャート等の書面（以下「成績書等」という）を無償にて作成し、甲に交付するものとします。

２．甲は前項で作成された成績書等を 3 年以内に限り、乙に再発行を有償で依頼することができます。

（検収）

第１３条

甲は、本サービスにかかる業務が完了した対象機器について、乙から引渡しを受けた後５営業日以内に、校正結果の内容に適合するかの検査を行った上で、その合否を書面により乙に通知するものとします。

なお、乙から引渡しを受けた５営業日以内に、甲が乙に書面を通知しなかったときは、当該検査に合格し、本サービスに該当する業務が完了したものとみなします。

（修理）
第１４条
乙が本サービスを履行するうえで、対象機器に故障等の不具合が認められた場合、乙は校正業務を中止した上で甲に通知するものとし、本サービスの実施時期又は対象機器の修理・調整などにつき甲と協議するものとします。
２．甲は、前項の協議により対象機器の修理を乙に依頼する際は、乙発行の修理見積書記載の修理代金を別途支払うものとします。

（機密保持）
第１５条
甲及び乙は、相手方の書面による承諾なくして本サービスに関連して知り得た相手方の固有の技術上、営業上その他業務上の機密を、本サービス期間中はもとより、サービス終了後も法令により認められた第三者及び乙委託先を除く第三者に開示、漏洩しないものとします。なお、甲及び乙は、機密情報を相手方に開示する場合は、機密である旨の表示を行うものとします。
２．前項の規定は、次の各号に該当する場合は適用されません。
（１） 開示の時点で既に公知のもの、又は開示後の情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの。
（２） 開示の時点で既に相手方が保有しているもの。
（３） 第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
（４） 相手方からの開示以降に開発されたもので、相手方からの情報によらないもの。

（中途解約）
第１６条
甲が本サービス利用期間中に乙に対し３０日前に書面通知により解約の申し出を行った場合は、以下の基準に従い、残存年数分の本サービス料を返金するものとします。
（１） 解約希望日がサービス開始の起算日から１年未満の場合：２年分を返金
（２） 解約希望日がサービス開始の起算日から１年以上２年未満の場合：１年分を返金
（３） 解約希望日がサービス開始の起算日から２年以上経過している場合：返金なし

（契約の解除）
第１７条
乙は、以下の場合に契約を解除することができます。

（１） 甲が支払停止状態に陥った場合
（２） 甲が手形交換所の取引停止処分を受けた場合
（３） 甲が差押、仮差押処分を受けた場合
（４） 甲が料金を支払わない場合
（５） 甲が本約款に違反した場合
（６） 甲が本サービス対象機器を他に売却した場合
（７） その他、本契約を継続し難い事由が認められる場合

（無催告解除）
第１８条
乙は、甲について以下の事由が生じた場合、通知その他の手続きを要せず本契約を終了させることができます。
（１）合併（吸収・新設を問わず）又は会社分割により甲が消滅した場合
（２）事業譲渡、会社更生、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等により甲の営業が承継又は停止された場合
２．前項又は前条により本契約が終了した場合、甲は既に支払った本サービス料の返還を請求できないものとします。

（甲の義務）
第１９条
甲は、本サービスを利用するに際し、次の各号に定める事項を遵守していただきます。
（１） 甲自身による本サービスの利用要請であること。
（２） 本サービス及び乙の事業運営に支障をきたす恐れのある行為をしないこと。
（３） 法令、本約款若しくは公序良俗に反する行為、乙の信用を毀損及び不利益を与える行為をしないこと。
（４） その他前各号に類する行為を行わないこと。

（反社会勢力の排除）
第２０条
甲及び乙は、現在及び将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを相互に表明し保証します。
（１） 暴力団
（２） 暴力団員
（３） 暴力団準構成員
（４） 暴力団関係企業
（５） 総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等

（６） その他前各号に準ずる者

２．甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれの行為も行わないことを相互に確約します。

（１） 暴力的な要求行為

（２） 法的責任を超えた不当な要求行為

（３） 脅迫的言動又は暴力を用いる行為

（４） 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為

（５） その他前各号に準ずる行為

３．甲又は乙が前各項の表明、確約に違反したことが判明した場合、相手方は何らの催告を要することなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができることとします。

４．前項に基づく契約解除により相手方に損害が生じた場合、違反当事者は当該損害を賠償する責任を負うこととします。

（準拠法・裁判管轄）

第２１条

本約款に関する一切の事項は日本法に準拠し、乙本店所在地の地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。